

第3回米原市自治基本条例推進委員会 会議録

内容承認（富野会長）	承認											
公開・非公開の別	公開											
開催日時	平成22年3月17日（水）午後2時00分～4時00分											
場所	米原市役所 米原庁舎 2A会議室											
傍聴人	0名											
出席者	富野	山本	今川	久保	伊藤	安田	家田	山田	田辺	藤居		
	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○		
	（事務局）千代政策推進部長・政策秘書課：津田課長、仲谷課長補佐、山脇主査、川西主任 坂											
議事	<p>■提言をうけて、市の取組経過報告と新たな検討事項の報告（事務局）</p> <p>■議事</p> <p>①市の取組状況について</p> <p>②今後制度化を求める施策の提案について</p>											
<p>事務局：皆さん本日はありがとうございます。あいにく今日は部長が所用で欠席させていただきます。申し訳ございません。</p> <p>それでは第3回の自治基本条例推進委員会を、始めさせていただきます。それでは、最初に会長をお願いします。</p> <p>会長：どうも御苦労さまでございます。自治基本条例推進委員会もようやくまとめの議論に入ってきました。そういうことで、今日は事務局の御報告をいただきながら、全体のまとめ方について、さらに議論を深めるという段階だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。</p> <p>それではこれから会議を始めます。議題につきましては、お手元の資料のとおりでございます。よろしくをお願いします。</p> <p>事務局：それでは最初に次第に基づきまして事務局のほうから、御報告をさせていただきたいと思えます。市では職員で自治基本条例推進検討チームをつくってござりまして、今年度は特にメンバーを拡大するような形で取り組みをいたしました。その途中経過を御説明させていただきます。</p> <p>検討チームの今年度の取り組みについて、途中経過になりますが、御報告させていただきます。職員による自治基本条例推進検討チームは平成20年に推進委員会から提出いただきました意見書の内容を具現化するために設置し、20年度は意見書の内容の主体セクションからなるメンバーによって、具現化に向けての現状把握と課題の洗い出しを行い、大まかな対策について検討しました。今年度はその進行状況についてチェックをし、前回の推進委員会で皆様に御報告をさせていただいたような状況です。</p> <p>21年度につきましては全部局から各1名ずつ職員が参加して、検討チーム自体を研修の一環と位置づけ、提言を具現化するための推進を図る一方で、横断的な取り組みが必要な課題について、検討チームで検討を進めてきました。具現化の進行状況を確認する中で、職員の自治基本条例に対する意識をもっともっと高めていかないと、横断的な取り組みは始まらないんじゃないかという課題がありましたので、まず、職員意識の向上をはかるための対策について検討を行いました。そこで、「対策として常に自治基本条例の理念を意識した仕事ができるような仕掛けをつくる」、「情報の発信、情報の共有の機会をふやしていく」、それと、「気づきのための研修機会を増やす」というような対策案が出ました。</p> <p>その具体的な案として、企業などで実施されているクレドの自治基本条例版とをつくってはどうかということ。事務事業評価、総計の実施計画調書で自治基本条例の視点をチェックするというようなことが意見書を推進するため具体的な対策の中にも出てきておりましたが、これもチェックする方法ではなく、文章で記述する様式にしてはどうかという意見も出ております。また各自</p>												

が現在、業務上や地域で把握している協働の事例を出し合ってもう一度再確認をしてみる、そのような意見も具体案として出ておりました。

今回、検討チームではこのような具体策の中から、クレドの作成を行いました。クレドというのはラテン語で『信条』を意味します。企業では、信条ですとか行動指針などを簡潔にまとめたもので、実際に企業で使われる場合、実質的な行動を促すためのツールとして利用されているようです。そのクレドをつくっていくにあたり、チーム員の中でまず幾つか条文案を持ち寄り、約50以上の条文案が集まりました。その後検討チームで2グループに分かれてグループ討議をした結果、資料のような形で現在まとまってきています。自治基本条例の5原則それぞれについて1つ1つ条文をつくり5カ条にしてはどうか、これは職員の心得ですので、日々の仕事の中で自分が迷った時とか、立ち止まった時に、これを読み返すことで振り返ることができるような内容のものにしようということになっています。またこの心得の中身は普遍的なものではなくて、今の課題に視点を置いて具体的な言葉で表現しているのです、何年かに一度は内容の見直しを行っていくという意見も出ております。

今は案がまとまってきた状態で、きょうまでにまとまればよかったんですが、現在、最終的な調整をしております。職員がそれを読んで意識の統一ができるようにということで、検討チームでの話し合いのプロセスをもとに、解説文をつけていこうということになっておりますので、今のあたりを調整しております。

次に協働事例のシートを作成中です。こちらはチーム員が各自、普段の業務や地域の協働の事例について改めて振り返り、共通のシートを作成することでさまざまなパターンの協働の事例があることを再確認するという意味で作成しました。行政とNPOの協働の事例や、行政がマッチングすることで生まれた地域団体同士の協働、NPOと自治会の協働など、10例のシートを作成しています。現在シートを見やすいような形になるように最終調整しております。

出来上がったシートについては、職員が情報共有できるようにデータとして保存し、日々の仕事の中で職員が活用したり応用したりできるようなものとしていきたいと思っています。

22年度以降の検討チームにおいては、引き続き市の取組状況の確認や推進を行っていく一方で、今年度のようにテーマを決め、横断的な取り組みが必要である課題に取り組んでいく予定をしております。

簡単ですが、検討チームの現在の状況について御説明させていただきました。

会長：ありがとうございます。具体的に、いろいろな進展があるということで、特にクレドというのは新しいコンセプトですね。こういうことを含めて今の御報告について、皆様のほうから御質問や御意見がございましたら出していただけますか。

事務局：クレドってわかっていますか。例えば近江商人などの「売り手よし、買い手よし、世間よし」みたいな、そういうのをカードに書いておいて、いつも持つてる。それを自分の仕事の信条にするとか、そういう感じで使っていこう、そういうイメージです。ただ今回は、五つ自治基本条例に絡んだことで、ポイントをわかりやすく短い言葉でまとめて、それを職員みんながいつもそれを念頭に置きながら仕事をやっていこうと、そういう感じで今、議論をしているということです。

会長：そうですね、よく企業なんかが、何とかの心得みたいな形で、あるいは社訓みたいな形でやっておりますけど、つまり、全体の組織としての統一的な意志、方向性を明確にして、それでみんなが同じ基準で、基準だけでも積極的にそれに向かって進んでいくということですね。そういうための一種の標語みたいなものですけど、これはこれですごく五箇条の御誓文みたいでいいんですけど、ただもうひとつやったらどうかと思うことがあって、組織全体のクレドと「私のクレド」ってつくって見たらどうなんでしょうか。組織全体はこうだと、じゃあ私はそれに対して、この1年間を、あるいはこの5年間、こういう自分なりの信条でやりたいというのをみんなで作ってもらったらもっとおもしろいかもしれませんね。そうすると自分自身の言葉でいろんなことができるようになるんじゃないかな。どうでしょうか。組織全体というのは、よくあるんです。

事務局：おっしゃるように、自分の目標を決めるというのも企業によってはありますから。

会長：あるいは4カ条にして、もう1カ条は自分の分で完成させるというのはどうでしょう。何か与

えられたものってなると、結局つまんないものになっちゃいそうな感じがするんです、どんないいことが書いてあっても。今、思いつきで言ってしまったんですけど。

事務局：今はまず、職員が意識を共有しようということでやっています。その辺もやっぱりずっと変わらないのでは進歩もない。今の課題をとらえて、こういう形で特に、そういうことをやっていますよということを皆さんに知ってもらうことです。

委員：まず、実行ですね。

事務局：そうですね。どうしても自治基本条例というのは難しいなというイメージがあるものですから、そこを何とか乗り越えられないかなという話の中で、こういうことが出てきていますので、できるだけ具体的な形でわかりやすいものということです。ですので、みなさんにもうちちょっとまたもんでいただければと思っています。会長より今いただいたご意見のように「自分のクレドを」という話も参考にさせていただきたい。

会長：結局ですね、条例とか仕組みって、組織全体でみたいな話にいつもなりますよね。自分自身という部分になると、自分で読み込んでいきなさいよって話になるんだけど、ちょっとその部分を、こういったように自分で一部つくってみるほうがちょっといいのかなって感じがしないでもないですね。与えられたものじゃなくて、自分もそれに参加してるし自分自身もつくるということです。それをまた全員にやれって話になると、それはそれでどうかということもあるんですけど。

事務局：確かに職場によって、その職種とか置かれてる環境によって大分違いますから、うちの家族とか私の仕事で言えばこれかなという。

会長：そういうのがあってもいいと思うんですけどね。

事務局：具体的になるかもしれないですね。

会長：ごみの収集等をやっている職員の皆さんと、福祉をやっている皆さんと全く同じっていうとこだけじゃないですよ。そういう意味では職場に対応した自分のものがあるのもいいようですね。そうしたほうが、クリエイティブになるかもしれないですね。

委員：クリエイティブという意味では、課か係単位で年一回でも話し合い、反省するようなチャンスはあるんですか。

事務局：クレドは今、出てきた手法なのでできた段階では、職員に呼びかけるんですが、それを維持していくためには、おっしゃるように年一回ぐらいは見直してみようということは必要です。

委員：どんなふうに自分は活動したかを話し合ったり、次に向けた改善点を、みんなで話し合ったりするような。

会長：フィードバックは、あっていいですよ。

事務局：いいでしょうね。

会長：それで何ができただろうかって。

事務局：各部で重点目標というのを決めて目標設定から、途中経過、結果報告というサイクルができてるんですけど、クレドもそんな感じ振り返るといいということですね。そうしないと、こんなあったかって話になってしまいかねますから。

会長：自己管理みたいなことも含めてやってみるのもいいかもしれませんね。全体の管理は大事ですけども、一人一人の創意工夫みたいなものが生きるような形がいいですよ。それ以外に何かございますか。あるいはクレドだけじゃなくて、今、御説明いただいた中で。

事務局：それと、「協働の事例」ですが、これは今それぞれの担当者が集まって話をしていて、こんなこともあるなど例として出しています。ですので職員内では共有し、それをオープンにしていく方向にするならば、相手があることですから承諾いただければ出来るのではないかと思います。

会長：そうですね。市役所内部だけで持っていては仕方ありませんので、できればどんどん開いていくということですね。それはいいと思いますね。

いかがでしょうか。これは御報告ですので、特にそのほか御意見がなければ、御報告いただいたということで前に進めたいと思いますが、よろしいですか。ありがとうございます。どうぞ頑張ってください。

それでは、その次の議題でございますけれども、続いては、「市の取り組みについてさらに推進を求めることについて」ということと「制度化すべき問題」もできておりますので、その2つについて、前半少し自由な感じで、前回の議論を踏まえてお話を進めたいと思います。

それで、事務局でまとめていただいた中で、ページでいきますと2ページの4から今までの議論があった内容についてまとめていただいていると思います。これは市のほうでまとめていただいた分ですので、我々としてはさらにより内容をつけ加えて議論する、あるいは違う項目についても少し触れていくことになろうかと思えます。

事務局：事前に送らせていただいた第2回会議概要ですが、もし今日お持ちでなければ。

会長：お持ちでない方、よろしいですか。こういう形で事務局でまとめていただいております。そういうことですので、もしよろしければこれをベースとして、それにさらにつけ加える、あるいは中身を深めることについて議論していただければと考えています。いきなりというのはなかなか難しいので、順番を追って、皆さんに見ていただきながらということにしようと思えます。

まず読み上げます。1の1、積極的な情報発信ということで、情報政策あるいは情報の共有に関する部分です。その内容はごらんになっていただければわかります。一つ一つ全部説明しますと時間がかかりすぎると思いますので、こういう項目がございますよということだけ見ていきます。

2番目が、計画段階からの課題の共有、優先順位を決定する仕組みづくりということで、これも情報の共有にかかわることすけれども、決まってから後で知ることではなくて、少し前の段階から市民の皆様との情報の共有です。それから決定プロセスです。そのあたりに関与をできないかということです。それからこの中では、利害関係者という言葉が出てまいりましたが、少し整理しないとだめだろうということです。

それから協働の仕組みづくりです。これは委員会を設置して条例をつくれるかどうかということも含めて、つまり、条例化に向かっていきなりやるのではなくて、条例をつくるほうがいいのかどうかも含めて議論したほうがいいのかという、そういうまとめであったと思えます。そういうことで見ていただければと思います。

それから、「情報を共有する市民相互のお助けネットワーク」これはたしか携帯電話を使ってという話から始まったと思えます。その中で、そういうことも視野に入れつつ、具体的な手法について、情報を共有する『市民相互』の仕組みづくりを考えていったらどうかということです。

それから、持続的発展のための条例づくりですが、これは協働とは違って、持続的発展というのはかなり新しい概念であります。それで、ひとつは持続的発展そのものは、この町においてどういう意味を持っているとか、どういうものであるべきかという理念を含めた基本的な条例という形で進めていく必要があるのではないかとということです。今のところ環境条例はあるというお話だったんですけども、それを市政全体のあり方について展開していくという方向だったと思えます。

その次に、効率的な財政運営です。これは事業仕分けについて既に考えてらっしゃるというお話であったと思えますが、実際的には事業仕分けだけでいいのか、あるいは事業仕分けがうまくいくのかという問題があって、かなり慎重な準備をしておく必要があるのではないかとということです。仕分けに関わる共通認識をどのようにつくっていくかということも含めて対応していただきたいということであったと思えます。事業仕分けそのものをやることについては、批判的ないし消極的ではないですが、やり方については工夫をしていただきたいということです。

それから、提案制度です。市民提案制度といいますが、結局まちづくり全体にかかわることですから、やはり行政がその主体的な部分を一定程度担った上で、制度を用意していくということになるということです。ただし、行政が課題を投げかけ、それに対して意見を出していただくような単に「何かありますか」と投げかけるのではなく、行政自身の持っている課題をきちっと情報として市民の皆様にお伝えするというプロセスを踏まえて、それについて提案いただくという手法で提案制度を運用していく必要があるのではないかとということです。そういう意味では、少し提案性を持った提案制度を、今後設ける必要があるのではないかとということです。

それから、市民との協働による市民版の総合計画の作成です。これは、市の総合計画が今までは行政が主となってまちづくりをやっていくということで、今までは市民が『参加』という形で、総合計画にかかわっていたわけです。ただ、それだけではなくて、各地域や各団体等も含めて、自分たちの地域でどういうことをやっていくかということも含めた、いわゆる行政がつくるものに参加するのではなくて、地域そのものとして自分たちの計画をつくっていくというようなことも含めた市民版総合計画というものがあってもいいのではないかということです。そういう制度だったと思います。そういう中で、市全体の総合計画と市民がつくっていく総合計画と、仕組みづくりについて考えていきたいということだと思います。

それから、市民投票制度です。市民投票は規定としてはありますので、それをいきなり条例としてつくっていくかどうかということですが、つくらないということはもちろんないわけです。市民投票条例のあり方についても、どのような進め方でどのような内容について進めるのが好ましいのかということを含めて、議論していく余地があるのではないかということだったと思います。

大体そういうようなことで、市の方でまとめていただいた現状の取組状況について、それぞれで出していたいただいた御意見を集約しています。そういうことで、今日のこの委員会では今まで出てきた意見をまとめていきたいということです。今回は今申し上げたような議論が出ているわけですので、もう少し皆さんの御意見をいただきながら、項目ごとにまとめていったらどうかと思いますがいかがですか。じゃあ、一定程度の議論はされてきたわけですので、項目ごとに話をさせていただきたいと思います。

まず、1の1の情報発信でございます。これについてはこのようなまとめ方でよろしいでしょうか。これは、要するに行政がやっている事業について、詳しい事業内容まで公表する必要があるだろうか、それは必要ないということです。ただし、主要な事業について、それが「どうして必要であり、それを検討しているのか」というようなことがわかる内容の情報発信、あるいは決定に至る選択過程がわかるような内容の発信が必要ですよという意味です。ですので、すべての情報を公開するというよりは、「どのポイントをどういうふうに情報公開していくのか」というところが大事ですよということですね。ということで、情報発信については「積極的な情報発信」と言っても、主要な情報について事業の決定をしてきた過程とその必要性等についての発信をきちっとやってほしいという意味でまとめていったらいいのではないかということです。

それは一見当然のことで、あんまり情報がいっぱいあっても結局わからないわけです。行政にしてみればあんまり文句をつけられたくないということで、全部情報を出してしまえばいいだろうとよくやるんですが、余りにも情報量が多いとかえって見にくいです。そのいい証拠がニセコ町が出してる情報ですよ。あれはどこで何をやるか、具体的にどういうことをやるのかということ場所まで含めて公開してますが全事業についてやるわけではないです。そういうふうなことで、別にニセコ町のやり方でやるということではないですけども、住民の皆さんにとって、わかりやすくポイントを示されるという意味での情報発信ということだと思います。

委員：私この3月15日号の「広報まいばら」を見て思ったんですが、一番大事な部分の平成20年度の決算の記事で、「新地方公会計制度に基づく連結財務書類4表を公表します」というのがありました。丁寧に公表いただいています。しかし、こういった形の情報公開では、これを読んで、今このどこに問題があるかということが一般の市民にはわからないんじゃないかと思いました。専門用語が多すぎて、難しいんですよ。

会長：ちょっと誌面を見せてください。

委員：何かこういう難しいことをわかりやすく情報公開するというのがひとつテーマになっているわけですので、もうちょっとわかりやすくできないのかと思います。

委員：理解しようかなという気持ちにならないですね。

会長：総務省の公表内容をわかりやすい表現で公表してるところもありますよ。要するに、普通の一般的で平均的なグラフみたいなものと、この町の財務状況のグラフがあって、こっちが110で、こっちが50しかあってない。全国の平均に対するこの町の財務指標が数字での表現がもちろん必要ですが、それを図形化したもので表すんです。すると、一目でこの町は借金が多いとか、説

明されなくても目に見えちゃうという、そういうやり方もあります。確か総務省のホームページにもありましたよね。

事務局：これも一応、総務省の基準の数値をベースにはしているんですが、おっしゃるように、その大きなつながりだけだったらいんですが、個別にみると、米原市だったら保育所を「ほとんど公立でやっていて一部私立でやっている」という場合と「全く私立だけ」というところではかなり所見数が、特に小規模の自治体ほど誤差が大きくなるので、その辺を説明しだすととても2ページにはおさまらなくなってしまうんです。

会長：そうでしょ。だから、一回それを説明しないで出しちゃうというのはどうなんですかということですよ。

事務局：ですが誤解のないようにやっていくべきだろうということで、こういった風にやっているんだと思います。

会長：実は市民の皆さんが疑問を持ってしまうってことが私はすごくいいことだと思うんです。

事務局：いや、疑問だけならいいですが誤解が生じることがあるのでつらいんです。単純に累計で、米原市は赤字なのか、そういうふうに短絡に解釈されることが一番困るので、そこをうまく短い文章で書かなきゃいけないので、どうしても説明を十分したくなるんです。

会長：それは、したくなりますね。

事務局：特に担当者はそう思うので、そこと広報担当者とのせめぎ合いがあって、これだけのスペースにそんなことまでは無理だという話になるわけです。

委員：一般の市民が読んで、それはわからないと思いますよ。

事務局：ですから、今は全部を一度に載せません。その中で例えば公債費についてどうだとか、少しくだいてやっていくとわかるんだと思います。1年だけで見ると状態しかわかりませんから、どう変化してきているのかという部分もある程度つかまないと、たまたまこの年は特殊要因があってということなら、そのバイアスを取り除いてやらないと本当の姿は見えませんし、いや、ずっと借金はこれからもっと増えるというふうに進んでいるのか、いや、そうじゃないのか、リーマンショックの影響が大きいですから、外的な要因もある程度言っておかないと。

会長：そこのところ、なかなか判断が難しいところですね。ただそういうふうにはやってくと、説明のつくものしか出せなくなってしまう、そういう話になりますよね。最終的に説明はつくんですけど、説明を簡単にできるものしか出せなくなってしまうでしょ。

事務局：ええ、じゃあこの部分がわかりませんと、そういうふうには言えるといいと思うんですけど。もともと企業会計とか企業経営と比較はできないということで、総務省が物差しをつくって、それでようやく一歩前進というところですよ。おっしゃるように、我々が見てもわからないところもありますから、じゃあこの表だけで何をわかれということと言われると、この内容の公開自体が始まったばかりなので、過去のデータがないんですね。

委員：よっぽど腰を据えて、こうやって虫眼鏡なんかを持って読まないといけないですよ。

事務局：そうですね、このデータだけではやっぱりわからない部分ずいぶんあるでしょうね。

会長：実際、日本の行政、地方自治体は、世界に冠たる大きな自治体なんですね。だから、すごく中身が複雑で一言で1ページでと言われると何も言えなくなってしまうということが実はあるんです。問題はそこをどうするかなんですけどね。ただ、やっぱりこの誌面を読んでくださいと言われて、読む意欲がわく人が何人いるだろうかということですよ。一方ではね。

事務局：例えば資産の部です。米原市の資産のうち、道路とか上下水道のインフラ資産が983億円ありますよってということなんです、道路に全部値段をつけてるわけですよ。今まではそういう実感がないわけですからつかむことが難しいんですね。そういう頭に切りかえないと、なかなかこれを理解するのは難しいんです。

委員：このバランスシートって、私たちのように商売をやっている人にはわかりやすいと思うんですけど、負債と資産をこんなふうに分けてあらわすと普通の人は、多分理解に苦しむんじゃないかと思うんです。実際に有るお金と無くなったお金を計算して、最後に残ったのはこれだけですよと簡単に書いてもらうほうが、みんなわかりやすいと思うんですけど。こういうバランスシートにされると、ほかの人は理解できないと思います。「資産がこれだけあるのに、何で負債がこ

れだけなの」と、同じだけの金額が出てると、わからないと思うんです。

会長：それとやっぱり、バランスシートそのものを考えたら、例えば道路って売れないじゃないですか。だから、資産といっても、かけたお金はわかるんですよ。道路をつくってどれくらい買取して、だけど、それがじゃあ売った場合幾らになるんですかみたいな、そういう資産勘定ができないので、本当はこのバランスシートってね、企業のバランスシートとは全然意味が違うものなんですよね。そこも含めて考えないと言って言い始めると、物すごく大変なことになってくるんですよ。

事務局：仮想で上げてるだけなんで、そここのところが若干民間の企業とは違います。

委員：必要ですか、この資産の部って。資産をみんなに知ってもらうっていうことが必要なんですか。

事務局：でも資産といわれても、中身がわからないと、物すごくたくさん資産を持っているみたいに思いますが、先ほどのお話でもありましたように道路も資産となっています。

委員：道路まで資産に入れてしまうとわかりにくいんじゃないですか？建物なら、建物と土地の評価額とかはみんな出てくるのでわかるんですけど、道路まで入れてもらうともう頭がごちゃごちゃになってしまうんです。

会長：でもダムとかね、上下水道とか、全部そういうのを入れなきゃいけないんですよ、本当はね。だから、そういうふうになると、すごく会社の資産勘定とは違ってくるんですよ。

事務局：でも、全国で比較するとすると、今このままのルールで動いてますから。この計算でいかないと比較ができません。

会長：どうでしょう。難しいのは難しい版で一回出しておいて、ちゃんと説明もしなきゃいけませんよね。知りたいと思ったとき、知れるようにしておく必要がある。結局は今回の広報の内容は必要だけど、じゃあこれだけでいいのかって問題だと思います。そこをどうするかですね。この記事をちゃんと読むの、多分100人に1人いたらいいほうですね。読み切るのは多分、500人に1人ぐらいじゃないかという感じがするんですけど。

委員：うちの施設に来られる一般の住民さんは、この広報紙の数字を見るより、もっとわかりやすく今の課題、議会でも一般質問されてましたが、シクって一体何なんだ、こんなところに27億円も返してもらわなかったら米原市はどうなるのか？夕張市になるのではないか？そういうみんながもっとわかりやすい情報が欲しいんです。もしかするとこれよりもっと借金のほうが多いんじゃないかとか。子どもがひとり生まれて、ひとり当たり6万5,000円ずつお金が返ってこなかったら、生まれて来る子にも借金が科せられるとか、そういう問題をもっとわかりやすく、年寄りでもわかりやすい情報が欲しいということ言われています。

会長：そうですね。借金が1人当たり幾らって言うてしまうと、ちゃんと返さなきゃいけないみたいな話になってしまうんですけども、実はそうでもないみたいのところもあって、なかなか難しいところもあります。

事務局：「みんなの予算」で年収幾らの家庭に置きかえるとみたいな形をやってはいるんですけど、それも実感があるかと言うと、借金があるから必ずしも悪いという意味ではなくて、世代間分配という発想がありますから。健全な範囲であれば、借金も公平な負担をしていることになります。ただ借金がこんなにあるのかということだけが見るとつらい部分があります。ただ27億円の話はまた別にあって、それは今回の議会の一般質問でもその質問はかなり出ております。この本会議のもようは全部ケーブルテレビの生放送でやっています。これについては何れかの方法できちっと説明する必要があると思っています。

会長：そういう問題はどのように全般的に考えたらいいのかということなんですね。行政のきちとした姿を知ってもらうためには一定程度、こういう具体的な数字とか統計とか、そういうものを使って、まとめて情報提供しないといけないというのは、確かにそうです。でも、それだけで市民がわかるきっかけになるのかということ、実はそうでもない。だとしたら、そういうことに対して市としてどのような対応があるのだろうかということですけど。簡単では無いはずないです。なぜかと言うと、今それがあつたら、すでにやっているわけですから。だから、その辺が大きなポイントなのかなというのは、多分お互いにはわかっているんですよ。

事務局：「財務諸表4表は公表しなさい」というふうになっていますから、どういう方法にせよ公表は

するんですけど、それをよりわかりやすく伝えられるかどうかというのは、技術の問題ですから、皆さんにもそこら辺の意見をいただきたい。

会長：これは総務省にしてみれば、どっちかと言うと行政が襟を正してちゃんとやりなさい、公表できるような行政であるべきだという意味でやっているんで、市民の皆さん全員にわかってもらいなさいという意味ではないと思うんです。だからこういう形になっちゃう。問題はその課題について市民の皆さんとのつながりをどうするかという部分が、もうちょっとわかりやすくできるっていいなことです。そういうのは、委員の皆さんのほうが逆に、「こういうポイントが欲しいんだよ」とか言ってくださるとまた、違ってくると思うんです。

委員：これを見ても、いいのか、悪いのかわかりませんよね。数字はわかりますけど。

会長：例えば、一旦こういう出し方をします。その上でそれに対して、毎月の広報で、ほんとのところはどうかみたいな、または個々のポイントについて解説記事が毎回載るみたいなことだっていいんじゃないですか？借金はあるけど、ほんとのところは大丈夫なのか？とか、保育園が多すぎると言われてるけど、ほんとのところどうなのか。そういうのを広報にコラム的にちょこちょこ出していくと、結構おもしろがって読んでもらえるんじゃないですか。そうすると行政も説明ができるし、市民の皆さんからの意見もとりやすくなるんじゃないですか。

事務局：年間予算については、「みんなにわかるみんなのまいばら予算」を5年くらい前から発行していますが、こちらでもできるだけ小学校の高学年にわかるようにつくっています。広報でも毎月予算ばかりやるわけにはいけなくて、いろんなことを載せなきゃいけませんから。そういうわけで、そこまでなかなかフォローもできない状況です。この財務諸表4表も、昨年くらいからいろんな市町村で公表して出してしまっているんです。いろいろ見ているんですが、「これは赤字になってないから大丈夫です」というふうに書いてあるところが結構あります。赤字になっていないというだけなんですよ。

会長：あれは、だめですよ。それと、市民の皆さんから質問を募って、『本音で語ろう市政』みたいなタイトルで、別に税金の問題だけじゃなくて、市民の皆さんの疑問に対して本音のところまでぶっちゃけて「こうなんです」みたいに話しちゃうみたいな、そういうコラムもひとつの手じゃないんですか。

事務局：今広報では広報モニター制度や、市長への手紙というのをやっております、これは結構ご意見をいただきます。それに対しては回答をつくって返し、例えば電話でクレームが来たり、問い合わせが来たりします。それについては個人的なものは別ですけど、各庁舎に掲示しています。スーパーマーケットに、こんな御意見がありましたっていうのを掲示していますが、そういうイメージです。こういった問題についてはウェブサイトで公表はしているんですが、それを見に行ってもらわないと伝わらない。そこが問題で、「こんな話があるんだ」ということを知ってもらえない。広報でも「ここでこういうことを公表してます」というところまでしか、なかなかフォローできない。

会長：じゃあ、広報にそれ自体載っけてはいけないんですか？

事務局：いいんですけど、件数が多いものですから。

会長：だから、その中でえりすぐりの、ベスト10の質問を載っけますみたいなかたちでは？

事務局：そういうイメージでは、今、市長が出前トークということで直接地域へ出向いてリクエストを聞くというのをやっています。そういう動きもありますので、問題は、何をピックアップして載せていくかです。意地悪に考えたら行政でスポイルしていると、捉えられなくもないので、市民の皆さんの共通の関心事をこちらは選ぶつもりですが、「都合が悪いことは隠しているんじゃないか」と言われたときのために、ちゃんとすべてをオープンにしておくということで、ホームページを見に行けば、全部をみられるようにすることは必要です。

会長：一方では必要ですね。ただ、ホームページというのはあまり見に行かないんです、現実には。

事務局：その中で、幾つかを御紹介するということにしておけば、ある程度規制が働きますから。

会長：いずれにしても、もう少し広報もインタラクティブに、双方向で出てきた問題について、「これは実はこうこうです」みたいなピンポイントの答も、実は市政全体の理解にすごく役立つみたいな部分もあっていいんじゃないですか。そういうことも含めて考えていただきたい。情報の出し

方について、以上のようなことを進めていただきたいということで、それでよろしいでしょうか。

会長 : では、2番目に行きましょう。計画段階の課題の共有、優先順位を決定するしくみづくりについてですね。大まかには市のご報告に沿って今後考えていただきたいということなんですけども、その他で『利害関係者』ということについて、もう少し議論が必要であるということが前回ありました。これについてはいかがでしょうか。その後、皆さんのほうで少し考えていただいたことがございましたら。

これはどこから出てきたかという、ひとつは『市民参加』といったときに一般的な市民参加というの当然あります。ですがいろんな計画をつくったり、検討していくときに、特に関係が深く直接その影響がある人たちが入ることによって、より実質的で中身のある議論、それから実効性のある計画になっていくんじゃないかということもあるわけです。だから一般的な、市民参加というだけじゃなくて、計画とか実施についても、利害関係者を意識して、行政と市民が協力し合っていくような仕組みがあってもいいんじゃないかと、そういうことも含めての『利害関係者』と考えたんです。

従来は、例えば土地の買収を考えると、その土地の権利者とかだけで利害関係者って非常に狭い利害関係ってことだったんです。それを変えたのが『環境アセスメント条例』だったんです。要するに、事業をやるときに、それに影響を受ける区域をかなり広くとって、そこに住んでる人たちはみんな『利害関係者』として意見を出せる、そういうような手続がそこから始まったと思うんです。そういう意味では、『利害関係者』っていうのは単に直接的な利害、例えば土地を持ってるとか、何かそれによって損害を与えられるとか、そういうだけではなくて、それに関して何か非常に有力な力を持っているとか、いろんなものを提供できるとか、あるいはそれによって確かに影響を受ける人たちとか、一定程度そういう人たちを想定しながら、行政プロセスに関与していただくということだと思っんです。

これはイギリスでは結構やってるわけです。行政が一定程度コーディネートしながら、そういう人たちと一緒に計画づくりをしてるということです。今、日本では一般的な市民参加しか想定されてませんので。

委員 : 『スポーツのあり方検討会』ということで具体的な議論をなされた、山東地域にあるグラウンドがなくなるので新しいグラウンドをつくらなければならないという、その件についてです。自分の地域でそういうものを誘致することに意欲のあるものは手を挙げてくださいということで幾つか地域が手を挙げられました。その中で、ある地域に決定しました。いくつかのチェックポイントによって点数制で決定されたということを聞いています。それはそれで、きちんと誰が見ても納得の方向に持っていかれたと私は評価しています。そのときに、『利害関係者』という意味で、この場合どのように『利害関係者』としてとらえて、決められたか。その辺をお聞きしたいんですけど。

事務局 : その決定過程に『利害関係者』が入っていたかどうかということですか？

委員 : はい。『利害関係者』をどうとらえて、それに対する対応をどうしたかということです。わからなかったら結構ですよ。どういうふうにされたのかなと思って。

事務局 : おっしゃるように評価を点数化して決定したと思っんですが。

委員 : そうですね。点数制にしたと思います。

事務局 : 前回私が説明したこととのつながりでおっしゃってると思っんですが、あれは直接最終の決定をする段階での『利害関係』というよりも、その前の段階の『スポーツのあり方検討会』の中では、実際にそのスポーツ団体の方や利用される方などの、いわゆる『利害関係者』が入って方向性を決めました。今の山東グラウンドについては、本来、工場の用地を一時的にお借りして整備をしてる状況でありましたから、それを来年度いっぱい返却しなければならないということで、他の場所につくらないといけない。いろんな条件に合うところを公募して、それで自治会のほうから土地を誘致しますというか、誘致といっても全部責任を持つということではないですけども、受け入れてもいいですよということをいただきました。そういった条件で点数化した上で、それを選ぶための委員会をしました。この委員会は市役所だけじゃなくて、スポーツ関係の方と

か入っておられたと思うんですが、そこは私、自分が入ってないものですから、そこまで詳しくわからないんですけど、ある程度スポーツに関係するような方が入っておられたと思います。前回のお話では、そこに管理運営する人まで入っていければよかったですよね、ということをお話しいただいたと思うんですが、そこまで入っていいかどうかはわかりません。その段階では自治会が手を挙げておられますから、どこに決まるかによっては、「うちがしたい」という人が入ると、そこはちょっとややこしい話になります。ですので入ってなかったというのが、実際のところですよ。

委員：だから、「うちに、誘致したい」という『利害関係者』というものは入ってないということですね。

事務局：はい、直接利益を受ける人は『利害関係者』として入れたらまずいと思います。

委員：利用者は、例えばスポーツ関係、いろんなスポーツ団体の利用者は関わっておられましたか？

事務局：そういう人は入っておられると思います。

委員：そういう関係者がその検討には入ってるってことですね。

事務局：少なくとも、『スポーツのあり方検討会』には入っておられますし、いろんな団体から、15人か20人ぐらいおられたと思いますが、議論されています。

会長：利害関係者が入るときに難しいのは「利益相反」ということですよね。つまり、特定の人々の利益のために決定がねじ曲げられるようなことがあってはいけないということです。だから、そういう意味では、『利害関係者』がその決定プロセスに入っても、決定そのものに入っちゃまずいんですよ。そうじゃなくて、その前段階のいろんな情報を提供し合って、どういうことをやっていくのがいいのかということ議論してまとめてくプロセスでは、利害の関係のある人はきちっと反映させなきゃいけない。しかし、最終的にそういった議論を踏まえて、決定していくの誰なのかといたら、やっぱり利害が直接関係ある人は、それに関わっちゃまずいわけですよ。それはきちっと分けた上でやらなきゃいけません。つまりそういう原則をちゃんと立てた上で、今のその市民参加とか情報提供とか、あるいは決定プロセスへの関与の仕方とか、そういうことをひとつのルールとしてつくっていく必要があると思うんです。いずれにしても、課題に遠い人たちだけでわいわい話をしていただけでは、実際の議論ができないというのは明らかですから、その辺、事案によってみんなでフラットに話せばいいという事案と、やっぱりきちっと結論を出していかなくちゃいけないという事案なんかは、振り分けながら組み立てる必要がありますね。まさにコーディネートするってのは行政の基本的な役割ですから、これからは、そういう議論をきちっと導いていけるような組み立てをつくっていくことですね。

委員：教育委員会がイニシアチブをとられたということは聞いています。今は直接その損得にかかわるような人が決定段階に関わっていくことはまずいだろうという話ですが、その辺をどのようにオープンにして、議論して決定していったのか、利害関係者がひとつひとつの事業に皆出てくるわけですからね、その辺をどうするかですね。決定の経過は点数制ということですが、点数制で手を挙げて負けたが点数で負けた理由がよくわからない。

事務局：あれは教育委員会だけで決定ということではなくて、こういう評価基準で決めようと思いますということ自体を、中枢会議にかけております。ですから中枢会議は市長、副市長、教育長が入る会議ですが、こういう形で選んでいきたいと思っておりますということは、一応共通の認識になっています。

会長：それでは、そういう整理の仕方でもよろしいでしょうか。

会長：それでは、その次です。協働の指針づくりにつきましては、これはまさに指針づくりと書いてあるのですが、条例化をしてる自治体もありますし、いわゆるガイドラインという意味で指針でやってらっしゃるところもある。あるいはそれ以外の形式でやっているところもあります。それ以外の形式というのは、例えば市民団体と行政が契約を結ぶというような形でやっているところもあります。このようにいろんな形がありますので、ここでの整理は自治基本条例の中に協働という項目がありますけど、具体的な指針づくりについては、別途委員会で最もこの町に適したあり方と内容を検討していただくということで進めていただきたいということでもよろしいでしょ

うか。

じゃあ、これはこれで整理します。

会長 : その次ですね。この市民相互のお助けネットワークづくりですね。これは行政の情報に頼るだけではなくて市民相互がお互いに身近な情報を交換し合って、その中で市民の共助という部分をつくっていかうということ。これはこの委員会で結論を出すという性格のものではなくて、問題提起をさせていただくということだと思いますね。そういうことですので、委員会としては具体的に携帯電話を使ったらいいのではないかという議論もあったんですけど、ここでは問題提起をさせていただいて、これから具体的に市で検討を進めていただくということでまとめさせていただいてよろしいですか。

会長 : その次です。3の1です。持続的発展のための条例づくりです。これは、もう既に議論されております。環境に関する条例の中に持続的発展がありますが、それだけではないだろうということで、改めてより大きな枠組みの中で、持続的社會に関する条例を策定させていただいて、環境の条例もその中に包括されると、あるいはその一部として機能するという、そういう方向で提言をさせていただきたいということです。よろしいでしょうか。

会長 : それから財政運営について、これは今のところこの議論では事業仕分けが話題になってるわけですが、そこに絞って行ってよろしいでしょうか。あるいは、もう少し何か広い範囲で提言されますか。もし事業仕分けということであれば、事業仕分け自体を否定、肯定ってことでなくて、それを進めるのであれば、もう少し、実際に効果的であり、なおかつ議論が加わるような形での事業仕分けのあり方、つまり内容をきちっと精査した上で、十分な準備を行った上で事業仕分けを進めてもらいたいということです。そうじゃないと効果的な財政運営に結びついていかないわけです。そういう形で事業仕分けを進めていただきたいということで、まとめさせていただいてよろしいですか。

会長 : それから、市民・事業者等からの部局横断的な提案制度ということですね。これは端的に言うと、やはり一般的な提案制度、これ自体は別にいいんですけど、行政のほうの課題意識をもう少し明確に出して、行政のほうから問いかける形での提案制度ということをつくってはどうかという提案でまとめさせていただいていいですか。そういう意味では、少し行政のほうで、市民の皆さんに問いかけるべき内容を一定程度絞り込んだ形での提案制度というのをつくっていくということです。そこで出てきた提案を市の担当部局単独ではなくて、横断的にそれをとらえて、総合的に対応するような体制をつくっていけるはずだということです。そういうような文脈の中で、テーマ性を持った提案制度ということを提案させていただくということです。それでよろしいですか。

会長 : それから、市民版総合計画です。これは、もうちょっとイメージをはっきりさせないとなかなか難しいと思います。具体的に今まで総合計画というのは、市民版と言われているものは、大体地区計画という形で、市全体の総合計画がある中で、地域ごとに例えば旧町とかですね、それぐらいのレベルとか、あるいはもう少し小さい学区単位ですとかね、あるいは中学校単位、そういうところで、市民の皆さんが自分たちの生活に近いところは自分たちにある程度任せてもらいたい。それを行政のいろんな担当でつないでいて、一定程度自分たちの独自のまちづくりをやっていくということです。この裏づけとしては、例えば法律で言うと、地区協議会みたいな形で、そういうものがあれば非常にやりやすいんですが、米原はそういうものを、もうおつくりになってるはずですよ。

事務局 : いや、法定ではないですね。任意で。

会長 : もちろん法定じゃなく。法律制度はありますが、別に法定でなくてもいいんです。

事務局 : 地域創造会議というのは、その地域内でまちづくりをやろうという人たちをどういう形で支援

するとか、どこを支援するのをみんなで考えましょうと。

会長：だから、その市民版の総合計画をつくるといった場合、どういうところを想定するのかということがあって、そういう意味では創造会議みたいな単位が非常にやりやすいのかなという感じがしないでもないですよ。

事務局：単位としてはそうなんでしょうね。

会長：そこまで踏み込んで、委員会として提案していくのがどうかということがあると思うんです。だから創造会議で一つ機能として持ったらどうかという提案になるわけですけど。

事務局：そうですね。今は、むしろ現実的な補助の支援、制度支援の要望があって、地域の方に対応するものだとすることでそこを支援しましょうとなっているんですけど、むしろ逆にその地域のまちづくりを描いてってということだと、少しレベルが違うというか、方向性が違いますね。

会長：だから、その辺は余り規定しないでやるのか、でも一定程度イメージを持ちながら提案していくといった両方があると思うんですよ。

委員：私は、地域創造会議に去年出席したんですが、これはいいことだなというふうに思いました。しかし、予算的には枠が非常に小さい。だから、今までの補助金とまた別の補助金でやるということで、二本立ということです。今まであった補助金と地域創造会議と。それは、やっぱりおかしいと私自身は思っているんです。すべて補助金なるものも地域創造会議の中に位置づけて、そして、市民の主体性とか自治意識とかと絡めて盛り上げていくという意味でも、地域創造会議で主体にやっていくべきではないかと思えます。その枠をどんどんふやしていくべきではないかというふうに思っています。補助金との二本立てということです。やっぱり補助金は補助金で別に置いとかなあかんものかなと。この前の会議でもそのことが問題になったと思うんですが。補助金も性格上、やっぱりその主体性とかを盛り上げていく、そういう意味はあると思うんです。地域創造会議にゆだねられるべきものじゃないかなと思っているんですけども、ちょっとこの内容がわからんので。

事務局：市が補助するということであると、やっぱり公共性とか公益性を認めてしましようということになります。結局、今、地域創造会議で出しているのは補助金なんです。それと、市全域で要綱を持っているような補助金もあります。それは、市全域、例えば消防の設備に対する支援なんかは、同じルールでやっています。でも地域ごとに違うルールがあってもいいというか、地域の事情があるので、その事情に合わせたその補助金の分配をやっているのがちょっと粗っぽい言い方ですけども地域創造会議です。そんな部分もあって、同じ補助金でも全市的なものと、地域の固有の課題、事情も含めて、みんながこれなら支援することに納得できるという仕組みでやってるのが、今の地域創造会議です。だから、同じような補助金に見えますが、若干仕組みとか考え方が違っていきまして、よりその地域で決めてもらうということに近づいていこうとしているのが地域創造会議の補助金とか助成金なんです。それをもう一步進めて、こんな形になればいいねと議論を始めたいと、今のその先には市民版の総合計画というのが見えてくるということかなと思えます。

委員：4町が合併したときに、補助金のウエートのかけ方に旧町間で落差があったんだと思うんですけど、その辺で非常に戸惑いや不満が出たという面があります。そういう意味では、今、自治センターを4つに分けてやっておられますので、地域創造会議の中で補助金の使い方を考えていくと、自主団体を盛り上げていくということでも、まちづくりの面でもいいことじゃないかなと思っているんです。

委員：地域ごとに地域創造会議での取り扱い方って異なりますよね。地域でいろんな分析が進んで、地域でこんなことをやらなくちゃいけないとなったときに、予算を含めた提案制度というようなものはないですよ。何を言いたいかと言っていると、さっきの市民提案制度で行政から投げかけるだけじゃなくて、もう一方でそういう道をどこかでつくっておかないといけないのかなとっております。それを受けて本庁の予算編成をしたり、あるいは提案によってはその地域だけではなくて全市的に対応しなくちゃならない問題もそこから発掘できることがあり得るのかなと思ったりもします。豊田市が『地域会議』という名称で今年度から地域予算提案制度というのを設けて、地域で分析して、必要な予算提案をできるというのをやっています。まあ提案ですから当然、

本庁はいろいろ優先順位をつけ、審査はすると思いますけど。そうことがもう一方でないと地域の特異課題が解決できなかつたり、もしくは全域にわたるような課題が眠ってしまうようなことも起こり得るのかなという気がします。

会長 : そうですね。今のお話を聞いて思ったんですが、多分『協働の指針づくり』と『提案制度』と『市民版総合計画』というのは、実はそれぞれ相互関係にあつて、卵と鶏の関係みたいになっていて、協働指針づくりがきちりできれば、協働というのはやっぱり地域において行うものから、じゃあその仕組みはどういう仕組みであつて、どういう公共性を持っていて、どのような権限を持つのかと。例えば予算の配分は、どういうふうにその中でやっていくのかみたいなこともあり得るわけです。だから、地域の協働の指針づくりがもし条例化されてきちりとしたものであれば、配分の仕方とか補助金の配分の仕方を含めて、その条例に基づいて変えていくことが一つあると思います。ところが、実態的に地域に力がないところ、条例をつくってしまうと今度は条例に引きずられて、中身がないままそれをやらなきゃいけないってことになってくるわけです。そうすると逆に『提案制度』と『市民版総合計画』が先にくるんです。つまり、そういうことをどんどんやっていって、その中で一定程度熟したものを条例に反映させていくと、そういう考え方もあり得るわけです。

事務局 : やりかけてみて、どちらかというと後者のほうでないと厳しいなというのが、今の実感です。余り市が市民団体と話が進んでいません。呼びかけてもなかなか出ていただけるところも限られているという現状もあります。いろいろやりながら関係をつくってやっていかないと、いきなり条例というのは難しいなと思います。

会長 : それはそれでひとつの手法ですけど。でもね、逆に言うと条例という仕組みがしっかりしていると、そこで何がやれて、どういう結果になるかってことは市民の皆さんに見えるわけですよね。一生懸命やると、こういう形で補助金も相当なものが自分たちで自由に使えるのかなとか、そういうことが見えてくれば、やって消耗するってことはないわけです。大体、日本のまちづくりって一生懸命やるけど、なかなか報われないとか、行政が結局は動いてくれなかったじゃないかとか、そういうことが結構あつて、中身をつくっていく上でも、形を先につくることがあるのかなって部分がないにしてもあらずで、ヨーロッパは結構そういうところがあるんです。つまり、目的を明確に枠づけで決め、その中で何ができるかをみんなで考えていくというやり方がひとつあるんです。そのかわり、逆に今おっしゃったように実績がないと中身が、結局幾らつくったって空洞化してしまうからということで、詰めていくってことをやるんですけど、やっぱり地域性がありますから、米原はそういう意味ではどっちがいいのかということ少し議論したほうがいいと思いますね。

事務局 : 予算規模自体は一応あるんです。200万が4カ所で800万くらい。それは枠としては持つておきましょうということ。今のところは大体その範囲内でおさまっていますが、もっと大きなハード事業等が出てくると、それは当然無いこともないんですけど、今のところそこまでは想定はしてないし、ハードはむしろ市でやるべきことであれば市でやるべきだろうと、市で今までやってきたけども、これからやれない、でも必要だというようなサービスをどう維持していくかという発想の上ですから、それをやっていただける団体や組織に支援していったらいいじゃないかということです。先ほどおっしゃったように全市的な課題だというふうになってくれば、それは市の政策として今度は位置づけていく、そういう話も一番初めには考えたんですが、いきなりそんなところまで話をすると二階建てになってしまって、ますますわかりにくくなるので、上のところは外しているんです。

会長 : そうですね。例えば、こないだの協働学会でしたっけ。今川先生たちが中心になって立ち上げられたときに私も参加させていただきました。そこで直江市の市長さんが、包括補助金制度をつくられた話がありました。つまり、今までの町単位の補助金も全部統合しちゃって地区ごとにまとめて、使い道は地域で自分たちで決めてくださいということやられたんです。やっぱり最初、物すごい戸惑いがあつて、うまくいかないところもあつたんですが、10年たつてやっと定着してきたという話をされてました。まず枠をつくって、その中でいろんなことをぐちゃぐちゃやりながら、いい事例をできるだけ伸ばしていくという形でやってきたんだと思うんです。だから、

日本でもできないわけではないんです。ただ、それに本当に地域の人たちがうまく乗れるかどうかってことがあります。

委員：さっきの補助金の話でも出ていたんですけど、ひっくるめてひとつにするという話じゃなくて、今現状では地域が補助金をもらっているのは、ほとんど維持管理に対してなんです。老朽化したものを更新するとか、古くなったからまた変えてほしいとか、ちょっと移転しなくてはいけないとか、そういうための補助金だけなんです。だから地域の中でもっとまとまって何かをするためにという話よりも、ベースを維持するための補助制度になっています。ただし、年々補助率も変わってきたので、本来これって市で全部みるべきとちがうのかなという話もよく出てくるんです。3分の2補助しますっていつているけど、これは市のほうでやってもらうべきとちがうのかとか。その辺が理解の仕方が十分じゃないですよ。どこまでを市が負担して、地元でどれだけ負担するかということについても、何分の1とか補助率が決まっているので、現状はそれでしょうがないなって話になっているんですけど。現実的には、維持管理みたいな事業ばかりです。

事務局：だけど市民版総合計画といった場合に、実効性がなきゃやっぱりつくっても、余計な時間くって、むだな作業をやらされたって話になってしまうわけで、我々がもしこういうことを提案するのだったら、実効性が一定程度あって、つくってよかったなってものでないと、何か市民の皆様のお気持ちから離れちゃって、こういうところだけでみんなが勝手に決めてみたいな話になっちゃうんですよ。そこら辺のことはみなさんどうでしょう。

委員：補助金のことですが、地域でも今、補助金を見直す時期に来てるということで、3年前に主人が区長をしていた時も、各団体全部に会計報告を出してくださいということでやりました。たまたま4月からまた区長をするんですけど、地域でも余り活動していない、地域婦人会も脱退してしまって一応団体だけは残っている状態です。そこにもずっと同じ補助金が出ていますから、それはやっぱり見直す時期に来ています。スポーツにしても、旧伊吹町のときであれば、物すごく活発でした。それもだんだん下火になってきています。老人会は結構活発ですけど、消防とか各団体の補助金を見直して、少しでも地域のほかの面で活動していく資金としてやっていきたいということで、補助金を見直そうとしています。米原市からも、ほとんど補助金を出してもらえないような状態ですから、まず何とか地域から頑張っていけないといけません。ですからちょっと地域の中を修理するにしても、予算を出して抽せん当たるとやっていただけるような感じで、ほとんど回ってこないですよ。そういうような状態だから、やっぱり地域全体で見直さないといけません。

事務局：予算の関係で言いますと、本来合併してこの規模でないといけないところを、経過措置で今、動いていますから、むしろ少し膨らんでいるような状況なんです。今のままで補助金を出すと、当然借金が膨らみますから、いずれ破綻します。だから、それをどう回避するかというところで、極端に言うと、道路も資産で上がっていますけど、道路を持っているってことは維持管理が逆にいるわけで、本当に要るものと要らないものに分けないと、施設も今までどおりの人口で必要だったものが、人口が減っていくわけで、本当に全部要るのか、このあたりを今年はやらなきゃいけないと言っている訳です。そうしないことには結局、今度は扶助費で福祉の予算に回そうと思っても、「道路のここを直せ」、「直します」ってやっているとそっちが回らなくなるわけですから。すると借金って話になりますから、具体的にじゃあ「これやめましょうか」というと、なかなかそこが難しいということです。補助金もそういう流れの中で、必要のないものはできるだけやめましょう。皆さんでやっていただけたところはそっちでお願いして、少し予算規模も縮小していこうとしているんですが、そこはなかなか頭でわかってても直接自分で使う施設になると、やっぱりちょっとということになって、悩ましいところです。それはおっしゃるように自治会の中でも同じだと思います。子供会なども、全市的な組織を脱退するところも出てきていますし、婦人会助成の関係もかなりの縮小傾向にありますね。

会長：だから、逆にいうと全市的に、均等に分けているような補助金も、果たしてそれでいいのかという問題が当然出てきますよね。そういう意味では、名張の包括補助金というのは、その地域の実情に合わせて、その地域にとって必要な分に集約して使ってください。それは市のほうはあ

んまりコントロールしないからね。自分たちで優先順位をつけてくださいみたいな、そういう形になるんですね。だから、そういう点から言うと、二本立てで今おっしゃったけど、もし一本にしてしまって、その中で回せるものは回していただいて、そして新規事業はまた全然別なので、これは市と協議するにしても、今までやってきたものについて、本当に自分たちで何を最終的に守っていくかということと、それから自分たちでやらなきゃならない分を、じゃあどこまでやってくかっていう、そういう議論にしたほうがいいような気がするんですね。二本立てというのはそれができないんですよ、逆に言うと。ちょっとそのあたりはそろそろ限界が来ているのかなって感じがするんですけど。そういう展開になると総合計画なんて、そういう意味で自由度を持った上での総合計画じゃないとやっても意味がない総合計画になっちゃうような気がする。そういう意味では、少し制度的なことも含めて、提案しないと難しそうですね。

事務局：ちょっと二階建ての話にこだわりますとね、自治会という単位にするのであれば、自治会を包括でいけるんだけど、小学校単位でくくるんだとなると、またこれはこれで二階建てになるんですよ。自治会があって小学校、今そういうふうなつながりとか組織が全くないんで、それを、すぐにやりましょうということには恐らくならないと思います。その辺、かなりいろいろやって、米原市に合った形をつくらないといけないとは思いますがね。

会長：ただ、総合計画という以上、いずれにしろその地区の自治会のレベルの話と、例えば学区単位ぐらいの大きさの話はどこかでつながらないとできませんよね。

事務局：ええ。それになおかつ市民団体とか、いろんな団体が。

会長：そうですよ。

事務局：ええ。既存の自治体につながるような団体のこともあるので包括でやるとしてもどんな形がいいかというあたりは、10年とかおっしゃいましたけど、やり始めても、それくらいかかるのではないかと。

会長：全体にいうとそうなっちゃいますよね。どうしましょう、総合計画は、そういうようなものが一緒に進まない、余り実行されないとなると余計な仕事になるんですね。だから、思い切って外しちゃうってこともあり得るんです。議論はありましたけども。つまり、仕掛けとして有効に効いてくるといえることが見えてれば提言としてはいいんですけど、あるといいよねというだけでは仕事がふえるばかりで、余計なエネルギーを使うことになるんです。だから、そういう意味では一応テーマにはありましたけども、外すということもあり得ると思うんですが、どうでしょうか。

やっぱり残して……という方もいらっしゃると思いますか。もしそうでしたら、今のうちに言うておいていただかないと今、風前の灯みたいな状況になっているので。

事務局：今の総合計画が、来年、再来年ぐらいで丸5年になりますから、今度基本計画を一回見直さなきゃいけないかもしれません。例えば22年度でこんな取り組みができないかというような御提言がいただければ、それを反映できる場所は何かの形で反映できるかなとは思いますが。どういうイメージでどういうやり方で作っていくかというのがありますね。

会長：だから、2の2と3の3を少し重点的にやって、それを受けてということで、4の2はとりあえず今の項目としては外させていただいてよろしいですか。そういう方向でいきましょうか。

委員：はい。

会長：じゃあ、これは外させていただきます。

それから最後に市民投票でございますけども、これについてはですね、ここで具体的に市民投票条例の中身まで詰めて提案するという方向ではなかったように思うのですが、そういうまとめでよろしいですか。やはり、自治基本条例に載っている以上、具体化のための方策を具体的にあってほしいという、提言だけということでもよろしいですか。

委員：はい。

会長：じゃあ、一応そういうことでまとめさせていただきます。

これで、おわりですが、今まで御発言いただいてない方がいらっしゃるの、せつかくですから、最後のところで一言ずつでも、今まで御発言ない方お願いしたいんですけど、何かありましたら、あるいはなくても感想だけでも結構ですから、どうぞ。

委員 : 先ほどのお話にあったようなことも、私もよく考えていることで、市の状況を知る上でも、市長への手紙とか、その内容ってどんな意見が出ているのかなとか、市長が出前講座をされているのでも、そこでどんな話があってどういう要望なり意見が出てるのかなという、そこを知りたいと思います。その詳しい内容はホームページでと、いつもなっていますが、パソコンを立ち上げて見るというのはなかなか私らの年代層の人はできないことです。先ほどあったようにやっぱり広報なりで、こういう意見があるということはもっともっと知らせてほしいですね。そういう課題についてこういう意見がありますっていうことだと言いやすいですが、そういうのがないまま、さて自分の意見と言われても、なかなかわからないのが正直なところですよ。何か課題があるとそれに対して、「税金がこういう形で使われていくのにはやっぱりおかしいな」とか、それなりの意見というのが持てると思うので、もっともっとホームページだけじゃなくて、文書で公表してほしいというのは、常日ごろ思っています。

会長 : ありがとうございます。

ほかに。もう、皆さんオーケーですか。

ひとまず、今、テーマとして挙げられていることにつきましては皆さんの意見を聞いた上で方向づけをさせていただきました。実は、それ以外の制度化を求めることについても、こういう議論の中で一定程度まとめさせていただきましたので、特にこれ以外のことで制度化について御意見がございましたら、あるいは御提案がございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。事務局のほうはいいですか。特にそういうまとめ方でよろしいですか。

事務局 : はい。

会長 : わかりました。

じゃあ、一応ですね、皆さんの御意見いただいた提言の方向性については、これで大きなまとめはできたということでございます。あとは事務局のほうで再度これを精査していただいて、まとめていただくということだと思います。それはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、少し時間が早いんですが、ほかに何か事務局としてありましてでしょうか。

事務局 : 議事としては特にございませんので。あとは次回の日程とかですが。

会長 : じゃあ情報提供とか次回の日程を少し時間的には早いんですけども。

事務局 : 次第の一番下に書かせていただいておりますが、きょうチラシを1枚配らせていただいております。「米原みらい創造まちづくり交流会2010」です。提言に対しての進行状況の中でも説明をさせていただきました「地域創造会議」が今年度補助事業としている事業事例の発表を、こちらは各地域に代表で1団体ずつですが、発表していただくということになっています。それと市内の市民団体の取り組みのPRですとか、屋台村形式で、会場の外でも活動PRというのをさせていただきます。会場は伊吹の薬草の里文化センター、ジョイホールですので、ぜひ皆さんお越しいただきたいと思ひます。

会長 : ありがとうございます。

特にこれについて御質問ありますか。よろしいですか。じゃあ、情報提供はこういうことで。

それで次回の日程ですけども、その前に次回までに、事務局にちょっとお願ひしないといけない点があると思ひます。きょうの議論を踏まえて一応提言の一覧をつくっていただくということと、最終的に皆さんで最終承認をするということですよ。

それ以外に資料は考えていらっしゃいますか。事務局のほうとして。

事務局 : 参考資料的なものですか。

会長 : はい、何かもし考えているのであれば。というのはね、事前に今配布をしていただくことを、今回はやっていただいたんですけども、次回もお願ひしたいので、その際資料はどうするのかなってことだったんですけど、つくる予定がなければ、それはそれでいいんです。別にあるのかなのかだけお聞きしとけばいいので。

事務局 : ちょっとまだ、そこまで、資料のどこまでは考えてないんで。皆さんに見ていただいたときに、これがわからないなというところは必要かなと思ひますけど。

会長 : そうですか。はい。

そしたら、ちょっと次回以降の日程について、事務局のお考えを示していただけますか。

事務局：次回の日程ですが、来年度については、4月以降は、一年間を通して委員会の開催が2回ということになっております。今日こういった形で皆さんに、今の進行状況について提言をいただきましたので、その内容をまとめさせていただきます。また4月以降の職員の検討チームに返ささせていただきます。今回は年度の真ん中ぐらいにそれについての進行状況をご説明させていただきます。それと1年たちますとかなり経過が進んでまいりますので、時期を見計らって年度末に開催させていただきますというような形で考えております。

会長：そうですね、そうすると次は一応夏ぐらいですか。

事務局：そうですね。

会長：夏はいろいろ忙しかったんじゃないでしたっけ。

委員：期間によりけり。

会長：私は9月はちょっと前半がないんですけども。いつごろ考えてらっしゃいますか。やっぱりお盆明けぐらいですか。それとも、もっと後。

事務局：前期試験が終わったあたりですか。

会長：大学の試験は8月10日までくらいじゃないですかね。まあ4、5日ぐらいまでは、試験とかその学校の講義が入っています。

委員：8月10日に終わるんですが、私の試験がないので。10日は大丈夫です。

会長：まあ10日から8月いっぱいぐらいの間ですかね。でも、お盆はどちらにせよ機能しないので、まあ8月末ぐらいですか。

事務局：海外に行かれるようでしたら、事前に少し教えていただければ、それを外して。

会長：そうですね、私は9月8日から18日まで海外主張です。

8月の末ぐらいはいかがですか。

委員：ええ。8月の末ぐらいが一番私も都合いいです。

会長：私たちはもう夏休みですので曜日はあんまりありませんので、むしろ皆さんのほうの御都合ですけれども。今よろしければ、わかっていたほうが、かえって設定しやすいかもしれませんね。

事務局：一番最初は9月18日でした。また今度議論いただいた内容がもし予算に反映したりかという可能性も出てくるものもありますので、やはり8月の終わりから9月の頭ぐらいにかけてがよいのではと。

会長：皆さんの曜日のご都合はいかがでしょうか。じゃあ聞いていきますね。月曜日御都合が悪いって方、基本的に。火曜日はいかがでしょうか。

委員：私は金曜日以外ならいいです。

委員：私も金曜日はだめです。できたら避けてください。

委員：私も金曜日です。

委員：木曜日の第3木曜だけですけど。

会長：なるほど。すると、月、火、水ですね。9月は第1で月、火、水というところ。

事務局：9月7日はどうですか。

会長：7はちょっときついな。じゃあ6日はどうですか。

委員：はい。

会長：時間はどうしましょう。

事務局：お昼でよろしいでしょうか。

会長：じゃあ3時にしましょうか。15時ということで。一応2時間程度ということで。まだ9月議会は始まっていませんよね。

事務局：はい。まだ大丈夫です。

会長：じゃあそういうことで、今回、まとめていただいたものを皆さんに資料としてお配りするとして、次回の場合は、また別にそのときの課題ということで反映したいと思います。

事務局：今日の議事録とあと、今回いただきました提言の内容をまとめて皆さんにお送りします。

会長：そうですね、皆さん一応ごらんいただいて。

事務局：みなさんに御承認いただいて、検討チームに報告します。

会長：では、そういうことで、どうぞよろしく願いいたします。

事務局：ありがとうございました。

次回開催予定：平成22年9月6日（月） 15：00～17：00